2025 年 11 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社

アライオークショングループ

重　　要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 立冬の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、 厚く御礼申し上げます。
さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を一部改定いたします。 今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会 員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日　　２０２５年 12 月 1日（月）

内　　容　　【規約改定】

1．スライドサービス規約

(1) 第 4 条　（落札車両の所有権移転登録） 2 項 内容削除

【第４条（個々の申し込みの方法）】

《現在》

2.スライドサービス会員は、前項により延長された支払期限について再延長を希望する場合、当該支払期限の前日（金融機関の休業日である場合は直前の営業日を指し、以下本項において同じ。）までに所定の方法で当社に申し出るとともに、当社による再延長の承諾を受けたうえで、当該支払期限の前日までに再延長に関する第７条の手数料を当社に支払い、当社が着金確認することにより、支払期限を別表のとおり再延長することができます。なお、当社の承諾は、当社が当該支払期限の前日までに再延長承諾通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。

⇩

《改定後》

２項　削除